

鎌倉市スズメバチの巣駆除事業者指定要領

(目的)

第1条 この要領は、鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に規定する指定事業者の指定等について必要な事項を定め、鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(指定事業者の申請)

第2条 指定事業者の申請をする者（以下「指定申請者」という。）は、スズメバチの巣駆除事業者指定申請書（第1号様式）に必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定等)

第3条 市長は、前条に基づく申請があったときは、次条に定める基準の適合について審査決定し、その結果を、スズメバチの巣駆除事業者指定（不指定）通知書（第2号様式）により、指定申請者に通知する。

- 2 指定期間は指定する日の属する年度の末日までとする。
- 3 市長は、スズメバチの巣駆除事業者指定登録簿を作成するものとする。

(指定の基準)

第4条 前条第1項に定める基準は、スズメバチの巣駆除を業とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市又は本市と隣接している市内に事業所を有すること。
- (2) 過去5年以内に官公庁との契約実績又は鎌倉市スズメバチの巣駆除事業者の指定実績があること。
- (3) 本市の債権者登録を行っていること。
- (4) 本市一円を事業区域とし、迅速に対応できる体制が整っていること。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）を存しないこと。
- (6) 公益社団法人日本ペストコントロール協会が認証するペストコントロール技術者若しくは技能師の資格を持つ者又はスズメバチの巣駆除について十分な実務経験を有する者を存すること。

(暴力団の排除に係る確認)

第5条 市長は、必要に応じ、指定申請者又は指定事業者（以下「指定申請者等」という。）が、前条第5号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報 を神奈川県警察本部長に提供するときは、指定申請者等の同意を得るものとする。

(指定事業者の責務)

第6条 指定事業者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) スズメバチの巣駆除を希望する者(以下「駆除希望者」という。)から駆除相談や依頼を受けた場合は、基本駆除料金及び追加料金について、事前に説明すること。
- (2) 駆除希望者宅訪問時において、社員証又は名刺などを、駆除希望者に提示すること。
- (3) 特別な資機材を使用しなければ駆除が行えない場所で、別途作業費等を徴収する場合は、駆除希望者に事前に説明するとともに、適正価格とすること。
- (4) 巣の駆除後概ね1週間以内に、同一の場所(最初の駆除場所から概ね2メートル以内)に同一種が営巣した場合は、戻りバチによる営巣として、原則として無償で再度駆除を行うこと。
- (5) 駆除作業を行う際には、次に掲げる事項について、注意すること。
 - ア 防護服等を着用し、作業者及び周囲の安全に留意すること。
 - イ 駆除作業を行う前に、駆除希望者に対して十分な説明を行い、作業方法等の了承を得たうえで駆除を行うこと。また、家の外壁等を壊して作業等を行う場合は、必ず駆除希望者の同意を得ることとし、駆除後の補修等についても説明を行うこと。
 - ウ 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び鎌倉市個人情報保護条例(平成5年条例第8号)を遵守すること。
- (6) 駆除希望者から要綱第8条第2項に基づく申請書類の提出について依頼があったときは、遅滞なく手続きを行うこと。
- (7) 誠実に業務を遂行すること。

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定事業者が、次の事項に該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の基準に該当しなくなったとき
 - (2) 要綱第8条第2項に基づく指定事業者による申請書類の提出において、指定事業者が虚偽の申請を行ったとき
 - (3) 駆除事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
 - (4) その他指定事業者として不適切と判断されるとき
- 2 市長は、前項による取消しをしたときは、スズメバチの巣駆除事業者指定取消通知書(第3号様式)により事業者に通知する。

附 則

この要領は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の鎌倉市スズメバチの巣駆除事業者指定要領第5条の規定は、令和3年4月1日以後の指定事業者の申請から適用し、令和3年3月31日までの指定事業者の申請については、なお従前の例による。